

事務連絡
令和2年5月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち
感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、緊急事態宣言の判断に当たり、「感染経路が特定できない症例が多数に上」ることなどを要件としてきた経緯がある一方で、「現在は、全都道府県が緊急事態措置の対象とされているが、今後の対象地域の判断にあたっては、（中略）感染状況（疫学的状況）、医療提供体制（医療状況）等を踏まえて、総合的に判断していく」とされているところです。

この「感染経路が特定できない症例」については、ある特定時点で、各都道府県において判断している情報こそが、実態をより正しく表すものになるのではないかと思量するところ、各都道府県における感染状況（疫学的状況）の分析に資するため、以下について、各都道府県においてとりまとめの上、御報告をお願いします。報告いただいた内容は公表する場合がございます。

なお、現在開発中の「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」の稼働後は、当該報告は不要となることを申し添えます。

記

【5月11日（月）15時までの作業依頼】

1. （1）から（3）の期間における

- ① 確定日ベース新規感染者数の合計、
- ② ①のうち、感染経路が特定できない症例数、
- ③ ①に占める②の割合

に関し、5月8日（金）24時時点までで把握しているものについて、5月11日（月）15時までに御報告ください。

- （1）5月2日（土）から5月8日（金）まで
- （2）4月25日（土）から5月1日（金）まで
- （3）4月18日（土）から4月24日（金）まで

【再来週以降の作業依頼。毎週月曜日15時〆切でお願いします。】

2. 今後、定期的に感染経路が特定できない症例の割合を確認していく必要があると考えております。つきましては、5月18日（月）以降、当分の間、前々週の土曜日から前週の金曜日までの期間における上記①から③の数値に関し、同金曜日24時時点において把握しているものについて、月曜日15時までに、御報告ください。

(別紙) 報告様式

1. 5月11日(月)15時までの作業依頼について

(1) 5月2日(土)から5月8日(金)まで

①	②	③
件	件	%

(2) 4月25日(土)から5月1日(金)まで

①	②	③
件	件	%

(3) 4月18日(土)から4月24日(金)まで

①	②	③
件	件	%

2. 再来週以降の作業依頼について

①	②	③
件	件	%